

4 (1) 関係機関との協議結果

【宇都宮市環境部 環境保全課】

指導事項等	配慮内容
・ 周辺の生活環境の保全に配慮し、近隣住民等から苦情・相談があった場合は、誠意を持って対応してください。	・ 店舗の運営に際し、周辺の生活環境の保全に配慮します。また、万一近隣住民等から苦情・相談があった場合は、誠意を持って対応します。 (令和7年9月9日 協議終了)

【宇都宮市建設部 技術監理課】

指導事項等	配慮内容
・ 届出書 P6(6)経路の設置等にある「生活道路等への配慮」や「入出庫対策」を徹底し、想定していない経路からの来退店がないように努めてください。 ・ また、改装オープン後、周辺道路に想定以上の渋滞等が発生し周辺地域の生活利便に支障が生じた場合や、交通安全上からの対策の必要性が生じた場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対策をお願いいたします。	・ 届出書 P6 のとおり、荷さばき車両について、出入口③（店舗東側の市道 935 号線）で入出庫するよう徹底します。 ・ 改装オープン後に左記の状況が生じた場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対策を講じます。 (令和7年9月18日 協議終了)

【宇都宮市市民まちづくり部 生活安心課】

指導事項等	配慮内容
・ 出入口付近を通行する歩行者等の安全確保に向け、店舗利用者へ入出庫時の安全確保の徹底について周知啓発をお願いします。 ・ 防犯カメラの設置にあたっては、栃木県の「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考にしてください。	・ 4 箇所の駐車場出入口に、停止線及び「止まれ」の路面標示を敷設することにより安全確保に努めます。 ・ 防犯カメラの設置にあたっては、栃木県の「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考にします。 (令和7年9月9日 協議終了)

【栃木県生活文化スポーツ部 県民協働推進課】

指導事項等	配慮内容
・ 午後 11 時以降（栃木県青少年健全育成条例に定める深夜）に営業する場合には、店舗及び敷地内にいる青少年（18 歳未満）に対して、同条例第 48 条第 3 項に基づく帰宅奨励（声かけ、提示、放送等）をしていただくようお願いします。	・ 届出店舗においては午後 11 時以降の営業（深夜 0 時までの営業）を計画していますので、午後 11 時以降に青少年を見かけた場合は、帰宅奨励を行います。 (令和7年9月9日 協議終了)

【栃木県環境森林部 環境保全課】

指導事項等	配慮内容
・変更後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。(回答不要)	・左記のとおり静穏保持に努めます。また、万一周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意をもって対応します。 (令和7年9月9日 協議終了)

【栃木県警察本部 交通規制課】

指導事項等	配慮内容
・荷捌き施設が変更となることから、入口から荷捌き施設までの搬出、搬入の荷捌き車両軌跡の図面を提出願います。	・全体配置図に荷捌き車両の軌跡を追記しました。なお、軌跡は10t車のもので、開店前の7時台の1台の計画です。 (令和7年9月11日 協議終了)

【栃木県産業労働観光部 経営支援課】

指導事項等	配慮内容
・指導事項等なし。	—